あずさ監査法人

会計・監査ニュースフラッシュ

法務省、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」を公表

法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会では、2019年1月16日に開催された第19回会議において「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」が取りまとめられ、附帯決議が行われた。附帯決議は、株主総会資料の電子提供制度に関する規律（P.2参照）及び株式会社の代表者の住所が記載された登記事項証明書に関する規律（P.6参照）の2項目についてなされた。

本要綱案及び附帯決議の内容については、今後、法制審議会の総会において報告され、審議される予定である。

ポイント

【株主総会に関する規律の見直し】

- 株主総会資料の電子提供制度が上場会社に義務付けられる。
- 株主提案権について、提案することができる議案の数の制限や目的等による議案の提案の制限が設けられる。

【取締役等に関する規律の見直し】

- 取締役等への適切なインセンティブの付与のための規律の見直しが行われ、株式報酬等に関する規定の明確化や公開会社における情報開示に関する規定の充実が図られる。
- 社外取締役の活用のため、一部の業務執行につき社外取締役への委託が可能とされるとともに、上場会社等に社外取締役の設置が義務付けられる。

【その他】

- 社債管理補助者の設置を可能とするほか、株式交付制度が新たに設けられる。

株主総会に関する規律の見直し

株主総会資料の電子提供制度

株主総会資料の電子提供制度とは、インターネットを利用する方法による株主総会資料の提供を促進するため、新たに設けられる制度である。ここで、株主総会資料とは、株主総会参考書類、議決権行使書面、計算書類及び事業報告並びに連結計算書類を指す。この制度により、株主の個別の承諾を得ることなく、株主総会資料を書面によらずインターネットを利用する方法で株主に提供することが可能となる。

© 2019 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

(1)　定款の定め

株式会社は、取締役が株主総会を招集するときは、株主総会資料の内容である情報について、電磁的方法により株主が情報の提供を受けることができる状態に置く措置（以下「電子提供措置」）をとる旨を定款で定めることができるものとされている。

振替株式を発行している会社は、この定款の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなされることとなる。上場会社の株式は振替株式であることが求められていることから、上場会社には電子提供制度の利用が義務付けられることになる。

(2)　電子提供措置

(1)による定款の定めがある株式会社の取締役は、会社法第299条第2号各号に規定する場合（株主総会に出席しない株主に書面による議決権行使や電磁的方法による議決権行使を定めている場合又は取締役会設置会社である場合）には、株主総会の日の3週間前の日又は株主総会の招集の通知を発した日のいずれか早い日から株主総会の日後3ヵ月を経過する日までの間、電子提供措置事項に係る情報について継続して電子提供措置をとらなければならないものとされている。

このように、本要綱案では電子提供措置開始日は株主総会の日の3週間前までとされているが、この点について附帯決議がなされており、金融商品取引所の規則において、上場会社は、株主による議案の十分な検討期間を確保するために、電子提供措置を株主総会の日の3週間前よりも早期に開始するよう努める旨の規律を設ける必要があるとされた。

(3)　株主総会の招集の通知

(2)による電子提供措置をとる場合の株主総会招集通知の発送期限については、現行法の公開会社における株主総会の招集通知の発送期限と同様に、株主総会の日の2週間前までとされている。

(4)　書面交付請求

上記(1)による定款の定めのある株式会社の取締役は、株主総会の招集の通知に際して、株主に対し、株主総会資料を交付し、又は提供することを要しないものとされる。ただし、この制度においては、インターネットを利用することが困難な株主の利益に配慮する必要があることから、上記(1)による定款の定めのある株式会社の株主に、当該株式会社に対して電子提供措置事項を記載した書面交付請求を認めるものとされている。

なお、書面交付請求をした株主がいる場合、その書面交付請求の日（又は催告期間内に異議を述べた日）から1年を経過したときは、株式会社は、当該株主に対し、電子提供措置事項を記載した書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議がある場合には催告期間内に異議を述べるべき旨を催告することができるものとされている。

(5)　電子提供措置の中断

電子提供措置期間中に、電子提供措置の中断（株主が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれないこととなったこと等）が電子提供措置の効力に影響を及ぼさない場合について定めることとされている。

株主提案権

株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置として、株主が同一の株主総会において提案することができる議案の数を制限したり、目的等により議案の提案を制限したりする規定を新たに設けることとされている。

© 2019 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

(1)　株主が提案することができる議案の数の制限

株主提案権が行使される場合に当該株主が提出しようとする議案の数が10を超えるときは、10を超える数に相当することとなる数の議案については、会社法第305条第1項から第3項までの株主提案権の規定を適用しないものとされている。

また、議案の数については、①役員等の選任に関する議案、②役員等の解任に関する議案、③会計監査人を再任しないことに関する議案及び④定款の変更に関する2以上の議案について異なる議決がされたとすれば当該議決の内容が相互に矛盾する可能性がある場合におけるこれらの議案は、それぞれ1議案として数えるものとされている。

なお、株主提案権が行使される場合に、当該株主が提出しようとする議案の数が10を超えるときにおける10を超える数に相当する数の議案については、取締役がこれを定めるものとされ、当該株主が議案相互間の優先順位を定めている場合には、取締役は当該優先順位に従い定めるものとされている。

(2)　目的等による議案の提案の制限

以下の場合には、株主提案権の規定を適用しないものとされている。

①　株主が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で株主提案を行う場合

②　株主提案により株主総会の適切な運営が著しく妨げられ、株主の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

取締役等に関する規律の見直し

取締役等への適切なインセンティブの付与

株式報酬のようないわゆるインセンティブ報酬を取締役に付与する場合における規定の明確化が図られたほか、会社役員の報酬等に関して、公開会社における事業報告による情報開示に関する規定の充実が図られている。

(1)　取締役の報酬等

①　報酬等の決定方針

監査役会設置会社又は監査等委員会設置会社の取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容が定款又は株主総会の決議により定められている場合を除き、会社法第361条第1項に規定される取締役の報酬等の内容として定款又は株主総会の決議による同項各号に掲げる事項（報酬等の額、具体的な算定方法、金銭でないものについては具体的な内容）についての定めがある場合には、当該定めに基づく取締役の個人別の報酬等の決定方針を決定しなければならないものとされている。

また、会社法第361条第4項の株主総会における取締役による説明義務の対象に、同条第1項第1号に掲げる事項（報酬等のうち額が確定しているものについては、その額）が含まれたほか、会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項（監査等委員会設置会社の取締役の過半数が社外取締役である場合における、取締役会の決議による重要な業務執行の決定の取締役への委任ができない事項）に、報酬等の決定方針の決定を追加するものとされている。

© 2019 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

③ 金銭でない報酬等に係る株主総会の決議による定め

取締役の報酬等のうち金銭でないものについて、次の事項については、定款に定めていない場合には株主総会の決議によって定めるものとされている。

(ア) 報酬等のうち当該株式会社の株式又は当該株式の取得に要する資金に充てるための金銭については、当該株式数の上限その他法務省令で定める事項

(イ) 報酬等のうち当該株式会社の新株予約権又は当該新株予約権の取得に要する資金に充てるための金銭については、当該新株予約権の数の上限その他法務省令で定める事項

(ウ) 報酬等のうち金銭でないもの（当該株式会社の株式及び新株予約権を除く）については、その具体的な内容

④ 株式報酬等

上場会社は、定款又は株主総会の決議による上記②（ア）に掲げる事項についての定めに従い株式を引き受ける者の募集をするときや、上記②（イ）に掲げる事項についての定めに従い新株予約権を発行するときは、出資を要しないものとする規定が設けられている。この場合に株式の発行により資本金又は準備金として計上すべき額については、法務省令で定めるものとされている。

⑤ 情報開示の充実

会社役員の報酬等に関する次の事項について、公開会社における事業報告による情報開示に関する規定の充実を図るものとされている。

・報酬等の決定方針に関する事項

・報酬等についての株主総会の決議に関する事項

・取締役会の決議による報酬等の決定の委任に関する事項

・業績連動報酬等に関する事項

・職務執行の対価として株式会社が交付した株式又は新株予約権等に関する事項

・報酬等の種類ごとの総額

要綱案において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定の再一任につき株主総会の決議を要するものとする規定は設けられなかったが、上記のとおり、取締役会の決議による報酬等の決定の委任に関する事項が情報開示の対象とされている。なお、報酬等の額の個人別の事業報告における開示に関する規定は設けられなかった。

(2) 補償契約

役員等が職務執行に関して法令の規定への違反が疑われ、又は責任追及に係る請求を受けた場合に要する費用のうち相当と認められる額や、第三者に生じた損害賠償責任を負う場合に、善意無重過失であるときの一定の損失について、その全部又は一部を株式会社が補償することを約する契約（補償契約）を役員等と締結することができるものとする規定を設けることとされている。

この補償契約の内容の決定は、株主総会（取締役会設置会社にあっては、取締役会。ただし取締役又は執行役への委任は不可）の決議によらなければならないものとされている。

また、株式会社が公開会社である場合には、事業報告の内容に当該補償契約の相手方及び当該補償契約の内容の概要等を含めなければならないものとされている。

© 2019 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

(3)　役員等賠償責任保険契約

株式会社が保険者との間で締結する保険契約のうち、役員等の職務の執行に関して生ずることのある損害を保険者が填補することを約する、役員等を被保険者とするもの（以下「役員等賠償責任保険契約」）に関する規定を設けることとされている。役員等賠償責任保険契約の内容の決定は株主総会（取締役会設置会社にあっては取締役会、ただし取締役又は執行役への委任は不可）の決議によらなければならないものとされる。

株式会社が公開会社である場合には、事業報告の内容に当該役員等賠償責任保険契約の被保険者及び当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要を含めなければならないものとされている。

社外取締役の活用等

(1)　業務執行の社外取締役への委託

指名委員会等設置会社を除く株式会社と取締役との利益が相反する状況にある場合やその他取締役が株式会社の業務執行により株主の共同の利益を損なうおそれがある場合には、当該株式会社は、その都度、取締役の決定（取締役会設置会社にあっては、取締役会の決議。ただし取締役又は執行役への委任は不可）によって、当該株式会社の業務執行を社外取締役に委託できるものとされる。

また、現行法上、取締役が「当該株式会社の業務を執行した」場合、社外取締役の要件を満たさないこととなるが、当該委託を受けた行為をしたことは、当該株式会社の業務を執行したことに当たらないものとされる。

(2)　社外取締役を置くことの義務付け

監査役会設置会社（公開会社であり、かつ大会社であるものに限る）であって有価証券報告書提出会社である場合に、社外取締役を置くことを義務付けることとされている。

その他

社債の管理

(1)　社債管理補助者

会社が社債を発行する場合に、社債管理者を定めることを要しないときは、社債管理補助者を定め、社債権者のために社債の管理の補助を行うことを委託することができるものとされる。また、社債管理補助者の資格、義務、権限等や、社債権者集会の招集等といった事項についても定められている。

(2)　社債権者集会

社債権者集会の決議によってする行為に社債の元利金の減免を加えるものとされ、社債権者集会の目的である事項に係る提案につき議決権者の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合の社債権者集会の決議の省略が定められている。

株式交付

株式会社が他の株式会社（会社法上の株式会社に限られ、外国会社は除く）をその子会社とするために、当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付する、株式交付に関する規律を設けることとされている。株式交付契約において定めるべき事項や、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み等、株式交付の効力の発生、株式交付親会社の手続や株式交付無効の訴えについての定めを設けることとされている。

© 2019 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

株式交付においては、株式交換と異なり、株式交付親会社は、必ずしも株式交付子会社の発行済株式の全てを取得するものではないことから、株式交付親会社は、株式交付子会社の株式を法律上当然に取得するものとせず、当該株式を有する者から譲り受けるものとしている。

その他

(1)　責任追及等の訴えに係る訴訟における和解

株式会社が取締役等の責任追及の訴えに係る訴訟における和解をするには、当該株式会社の区分に応じて監査役等の同意を得なければならないものとされている。

(2)　議決権行使書面の閲覧等

議決権行使書面の閲覧等の請求をする場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならないものとされ、株式会社が当該請求を拒むことができる場合に関する規律を設けるものとされている。

(3)　株式の併合等に関する事前開示事項

全部取得条項付種類株式の取得又は株式の併合を利用した現金を対価とする少数株主の締出しに際してする端数処理手続に関して、端数処理の方法に関する事項の充実、具体化を図るものとされている。

(4)　会社の登記に関する見直し

①　新株予約権に関する登記

募集新株予約権の払込金額は登記しなければならないものとし、登記申請時までに募集新株予約権の払込金額が確定していないときは当該算定方法を登記しなければならないものとされている。

②　会社の支店の所在地における登記の廃止

会社の支店の所在地における登記に関する規定（会社法第930条から第932条まで）を削除するものとされている。

③　株式会社の代表者の住所が記載された登記事項証明書

現行法においては代表者の住所が登記事項とされ、何人も当該住所が記載された登記事項証明書の交付を請求できることとされる。

本要綱案では、当該住所の登記事項からの削除又は閲覧制限を行う規定は設けられなかったが、この点については附帯決議がなされている。具体的には、法務省令において、①株式会社の代表者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等に規定する被害者等であること等を理由としてなされた申出が相当と認めるときは、登記官は、当該代表者の住所を登記事項証明書に表示しない措置を講ずることができるものとする、②電気通信回線による登記情報の提供に関する法律に基づく登記情報の提供においては当該情報を提供しないものとする規律を設ける必要があるとされた。

(5)　取締役等の欠格条項の削除及びこれに伴う規律の整備

欠格条項が数多く存在していることが成年後見制度の利用を躊躇させる要因の1つになっているとの指摘がなされており、会社法第331条第1項第2号の取締役の欠格条項の規定を削除するものとした場合における規律の整備が行われている。

© 2019 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

成年被後見人が取締役等に就任するには、その成年後見人が、成年被後見人の同意を得た上で、成年被後見人に代わって就任の承諾をしなければならないものとされ、被保佐人が取締役等に就任するには、その保佐人の同意を得なければならない旨の規定が追加されている。また、成年被後見人又は被保佐人がした取締役等の資格に基づく行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができないものとされている。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2019 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.